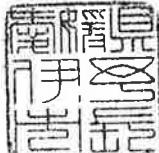


伊予市公告第1号

伊予市図書館、文化ホール建設基本計画策定業務委託について、簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成24年1月13日

伊予市長 中村佑



1 業務概要

(1) 業務名

伊予市図書館、文化ホール建設基本計画策定業務

(2) 業務概要

別紙「伊予市図書館、文化ホール建設基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

平成24年3月29日（木）までとする。

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に定める事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 平成23年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿において、建築関係設計コンサルタントの建築一般の業種登録事業者であること。

(3) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(6) 下記の全ての実績を有すること。

ア 平成13年度以降において、延床面積1,000m²以上の図書館の建設に係る建設基本計画（類似業務を含む。）又は建設基本設計（実施設計を含む場合も可とする。）を作成した実績を有すること。

イ 平成13年度以降において、延床面積1,500m²以上の文化ホールの建設に係る建

設基本計画（類似業務を含む。）又は建設基本設計（実施設計を含む場合も可とする。）を作成した実績を有すること。

- (7) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

3 選定手順

(1) 一次選定

伊予市図書館、文化ホール建設基本計画策定業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第5項に定める書類を提出した者の中から、会社の業務実績及び配置技術者の能力等を書類審査の方法により、上位5者を選定する。

(2) 二次選定

前号により選定された者から実施要領第8項に定める書類を徴し、書類審査及びヒアリングを経て、本業務に最も適切な企画提案を特定する。

4 手続等

(1) 担当課

ア 郵便番号

〒799-3193

イ 住所

愛媛県伊予市米湊820番地

ウ 担当部署

伊予市総務部庁舎建設課

エ 電話

089-982-1111

オ ファクシミリ

089-983-3681

カ 電子メール

cyousya-kensetsu@city.iyo.lg.jp

(2) 伊予市図書館、文化ホール建設基本計画策定業務委託に係る実施要領等の交付

ア 交付期間

平成24年1月13日（金）から平成24年1月24日（火）まで

イ 交付方法

伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp/>)からの入手を原則とするが、希望者には担当課においても直接交付（直接交付については、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間に行うものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）する。

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期日 平成24年1月24日（火）午後5時

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法 持参（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。）とする。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

（4）企画提案書の提出

ア 提出期日

平成24年2月20日（月）午後5時

イ 提出場所

第1号に同じ。

ウ 提出方法

前号ウに同じ。

5 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 実施要領様式第5号に記載した配置技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得なければならない。